

災害時医療・救護活動指針（案）について

1 指針の目的

花折断層系地震を想定し、発災後100時間程度までに京都府、京都市及び防災・医療関係機関が連携して講じるべき医療・救護活動を取りまとめ、災害時の迅速的確な対応に資する。

2 経 過

府・市協議会において、平成16年度から検討を開始、平成17年度に中間案を発表。

平成18年度に、「拠点救護所の開設手順」「拠点救護所の運営体制」「一般ボランティアの受入体制」等を充実させるとともに、平成18年度近畿府県合同防災訓練で検証した合同救護拠点へのライフラインの供給等を反映させ、策定。

3 指針の特徴

- ・災害時に設置する救護所を支援するため、それらを統括する**拠点救護所を設置**
- ・拠点救護所には、府、市、防災・医療関係機関が集結し、それらの合同調整によりヘリによる後方搬送等最前線の救護活動を効果的に実施
- ・拠点救護所の候補地は、ヘリによる後方搬送が可能なスペースが付近に確保できる次の5箇所
「京都御苑」「宝が池公園」「岡崎公園」「梅小路公園」「西京極総合運動公園」

4 指針の構成

章	内 容
被災情報の共有化	負傷者数並びに京都市内、京都府内及び他府県の医療機関の被災情報の収集・共有手順を示した。
拠点救護所・救護所	拠点救護所の開設から運営・医療救護活動体制、医療スタッフ、ボランティア等の人員や物資の要請手順や役割分担を示した。
医薬品の調達	必要な医薬品の情報収集手順と供給体制を示した。

5 指針における医療・救護活動の流れ

